

盛岡市アイスリンク条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市アイスリンク条例 平成26年9月30日条例第39号 <u>改正 令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市アイスリンク条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から、スケートリンクを使用する場合にあっては別表第1、カーリングシートを使用する場合にあっては別表第2に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市アイスリンク条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市アイスリンク条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理するアイスリンクにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第8条関係） (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">一般</td> <td style="width: 25%;">高等学校生徒</td> <td style="width: 25%;">中学校生徒及び小学校</td> </tr> </table>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校	<p>○盛岡市アイスリンク条例 平成26年9月30日条例第39号</p> <p>盛岡市アイスリンク条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から、スケートリンクを使用する場合にあっては別表第1、カーリングシートを使用する場合にあっては別表第2に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1（第8条関係） (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">一般</td> <td style="width: 25%;">高等学校生徒</td> <td style="width: 25%;">中学校生徒及び小学校</td> </tr> </table>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校						
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校						

改正後			
			児童
普通使用（1回につき）	900円	450円	300円
回数使用（6回につき）	4,500円	2,250円	1,500円
定期使用（6月につき）	競技関係者	18,000円	10,800円
	その他の者	36,000円	21,600円
定期使用（1年につき）	競技関係者	32,400円	19,350円
	その他の者	64,800円	38,700円
			25,800円

備考 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をい
う。

(2) 貸切使用の場合の使用料

区分		午前零時か ら午前6時 まで及び午 後5時から 午後12時ま で	午前6時か ら午後1時 まで	午後1時か ら午後5時 まで
アマチ ュアス ポーツ に使 用す る場 合	土曜日及び休日（1 時間までごとに）	20,880円	20,100円	20,470円
	その他の日（1時間 までごとに）	16,120円	15,370円	15,750円
その他 の催し に使 用す る場 合	土曜日及び休日（1 時間までごとに）	83,470円	80,320円	81,900円
	その他の日（1時間 までごとに）	64,570円	61,420円	63,000円

備考

改正前			
			児童
普通使用（1回につき）	600円	300円	200円
回数使用（6回につき）	3,000円	1,500円	1,000円
定期使用（6月につ き）	競技関係者	12,000円	7,200円
	その他の者	24,000円	14,400円
定期使用（1年につ き）	競技関係者	21,600円	12,900円
	その他の者	43,200円	25,800円
			17,200円

備考 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をい
う。

(2) 貸切使用の場合の使用料

区分		午前零時か ら午前6時 まで及び午 後5時から 午後12時ま で	午前6時か ら午後1時 まで	午後1時か ら午後5時 まで
アマチ ュアス ポーツ に使 用す る場 合	土曜日及び休日（1 時間までごとに）	13,920円	13,400円	13,650円
	その他の日（1時間 までごとに）	10,750円	10,250円	10,500円
その他 の催し に使 用す る場 合	土曜日及び休日（1 時間までごとに）	55,650円	53,550円	54,600円
	その他の日（1時間 までごとに）	43,050円	40,950円	42,000円

備考

改正後	改正前
<p>1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。</p> <p>2 使用時間が1時間に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。</p> <p>2 使用時間が1時間に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。</p> <p>4 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p> <p>6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2（第8条関係）

区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童
料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円
料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	3,370円	1,680円

備考 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の

別表第2（第8条関係）

区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童
料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	1,500円	750円
料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円

備考 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の

改正後	改正前
場合をいう。	場合をいう。